

秋田県条例第二十四号

秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

秋田県受動喫煙防止条例（令和元年秋田県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「及び第六項」を削り、「令和七年四月一日」を「令和十年四月一日」に改める。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第五項の前の見出し並びに同項及び附則第六項を削り、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第九条第一項に規定する施設の管理権原者（喫煙可能室を設置しているものに限る。）は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に
おいて、前項の規定による読替え前の同条第一項の受動喫煙を防止するための措置に早期かつ着実に取り組むよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。